

和泉中央連合自治会 7 月度定例会

令和 6 年 7 月 28 日

1 連合会長挨拶

2 依頼報告事項

(1) 老人クラブ「未設置地域」の解消について

(横浜市老人クラブ連合会・健康福祉局高齢健康福祉課) ……資料 1

<広報よこはま掲載：なし>

(2) 「共同募金 2024 泉区だより」の全戸配布について

(泉区社会福祉協議会) ……資料 2 ●

<広報よこはま掲載：なし>

(3) 令和 6 年度横浜市泉区社会福祉協議会賛助会費取りまとめのお願い

(泉区社会福祉協議会) ……資料 3 ●

<広報よこはま掲載：なし>

(4) 第 74 回「社会を明るくする運動」泉区集会への参加について

(泉区社会福祉協議会) ……資料 4

<広報よこはま掲載：なし>

(5) 子育て応援サイト・アプリ「パマトコ」web 版のリリースについて

(こども青少年局企画調整課) ……資料 5

<広報よこはま掲載：なし>

(6) お試し用トイレパックの自治会・町内会等への配布について

(資源循環局街の美化推進・資源循環局泉事務所) ……資料 6 ★

<広報よこはま掲載：なし>

(7) 電動車椅子に係る交通事故防止に向けた啓発チラシの掲出について

(泉警察署) ……資料 7 ★

<広報よこはま掲載：なし>

(8) 令和 6 年度 泉区地域防災アドバイザー派遣事業の実施について

(泉区総務課) ……資料 8 ★

<広報よこはま掲載：なし>

(9) GREEN×EXPO 2027 広報チラシの継続掲示について

(脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課・泉区区政推進課) ……資料 9 ★

<広報よこはま掲載：なし>

(10) 「GREEN×EXPO 2027」公式マスコットキャラクター名前決定及び応援メッセージ 付き公式ロゴマークの使用について

(脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課・泉区区政推進課) ……資料 10 ★

<広報よこはま掲載：あり (8 月号)>

(1 1) 令和 6 年度いっずんサポート補助金申請団体の二次募集について

(泉区地域力推進担当) ……資料 11★

<広報よこはま掲載：あり (8 月号) >

(1 2) 自治会・町内会向け「伝える！伝わる！広報講座」の開催について

(泉区地域力推進担当) ……資料 12★

<広報よこはま掲載：なし>

(1 3) 令和 6 年度 個別避難計画の取組について

(健康福祉局福祉保健課・泉区高齢・障害支援課) ……資料 13★

<広報よこはま掲載：なし>

(1 4) 「こども・安全安心マップ」公開のお知らせ

(市民局地域防犯支援課・道路局道路政策推進課・泉区地域振興課) ……資料 14★

<広報よこはま掲載：なし>

3 その他

(1) ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業実施に係る民生委員訪問について

(泉区福祉保健課) ……資料 18★

<広報よこはま掲載：なし>

(2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限延長について

(市民局地域活動推進課・泉区地域振興課) ……資料 19★

<広報よこはま掲載：なし>

(3) 令和 6 年「秋の全国交通安全運動」横浜市実施要綱について

(横浜市交通安全対策協議会・泉区地域振興課) ……資料 20

<広報よこはま掲載：あり (9 月号) >

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

4 各部会報告

保健衛生部	防犯部	防災部	交通安全部	福祉厚生部
文化部	スポーツ部	子ども育成指導部	環境部	

5 和泉中央連合議題

(1) 「和泉中央連合スポーツフェスティバル」について

= 次回のご案内 =

8 月 25 日(日) 定例会 9 : 3 0 ~

定例会後 地区経営委員会

泉中央公園集会所にて

市連会 7 月 定例会 説明資料
令和 6 年 7 月 12 日
公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会
健康福祉局 高齢健康福祉課

老人クラブ「未設置地域」の解消について【協力依頼】

1 事業の趣旨

市内の老人クラブ数は、直近 5 年間で 238 クラブ減少して 1,357 クラブ（約 15%減少）、また会員数は 25,462 人減少して 82,511 人（約 24%減少）となっています。

こうした中、横浜市老人クラブ連合会（市老連）では、会員の加入促進・減少防止を図るため、18 区の老人（シニア・シルバー）クラブ連合会（区老(シ)連）の代表等で構成する「活性化プロジェクト」を設置し、魅力ある活動の創出や広報の充実・強化などに取り組んでいます。

2024 年度は重点事業の一つとして、老人クラブがない地域（未設置地域）の解消を図り、老人クラブに入りたくても入れない加入希望者の受け皿づくりを推進します。

つきましては、市老連や区老(シ)連、単位老人クラブ等から、未設置地域解消に向けた取組について、相談があった際には、ご協力をよろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします

3 未設置地域解消に向けた取組（案）

- (1) 既設単位老人クラブの会員受入エリアの拡張
- (2) 自治会・町内会をまたいだ広域老人クラブの設置
- (3) その他、未設置地域を解消できる独自の取組（新規単位老人クラブの設置等）

※区や地域ごとに、自治会・町内会における老人クラブの設置・活動状況は異なると思いますので、
地域の実情に応じたできる範囲でのご協力をよろしくお願いいたします。

4 スケジュール

7 月 各区町内会連合会で協力依頼

8 月～ 市老連、区老(シ)連等において、未設置地域解消の候補エリアを複数（各区 3～4 か所程度）選定し、対象となる区連、地区連または単位自治会・町内会に相談、協力依頼

高齢福祉
・ 年々
・ 減少
高齢化

①公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会
担当 春原(スノハラ)、名倉
電話 045-433-1256/FAX 045-433-1257
メール yrouren@maple.ocn.ne.jp

②健康福祉局 高齢健康福祉課
担当 榊原、長嶋
電話 045-671-2406/FAX 045-550-3613
メール kf-koreikenko@city.yokohama.jp

地区連合自治会町内会長 様

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 6 年 7 月 1 9 日
神奈川県共同募金会泉区支会

神奈川県共同募金会泉区支会
支 会 長 上 原 敏 博

「共同募金 2024 泉区だより」の全戸配布へのご協力依頼について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会事業の推進にご理解とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、10月1日より赤い羽根の共同募金が始まります。そこで、令和6年度共同募金運動の実施にあたり、広く区民の方々に募金の主旨をご理解いただきたく、「共同募金 2024 泉区だより」を作成いたしますので、ご多忙の折誠に恐縮ですが、全戸配布のご協力をお願い申し上げます。

1 配送時期

8月下旬頃（広報よこはま9月号と同時期）に配送業者がお届けします。

2 添付資料

（参考）「共同募金 2023 泉区だより」 ※今年度も体裁はA4両面1枚とさせていただきます。

【連絡先】共同募金会泉区支会 佐藤、土居
（泉区社会福祉協議会内）

TEL：045-802-2150

FAX：045-804-6042

- 今村事務局長

地区連合自治会町内会長 様

社会福祉法人
横浜市泉区社会福祉協議会
会長 貝沼 貞夫

令和6年度横浜市泉区社会福祉協議会賛助会費に係る取りまとめについて

日頃より、本会の活動に深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年度の賛助会費は、皆様のご協力のおかげで総額 763 万円を超え、貴重な財源として区内の様々な福祉活動の展開のため活用させていただきました。

今年度につきましても、会長様はじめ役員の皆様には、多大なお手数をおかけして恐縮ですが、賛助会費の取りまとめについてご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、連合自治会町内会単位ごとに、募集にかかる事務経費を交付いたしますのでご承知おきください。

1 賛助会費募集について

(1) 募集期間 令和6年8月1日(木)～9月30日(月)

(2) 目安額 一口 1,000 円

※なお、より多くの方にご協力いただくため、金額にかかわらず、ご協力をお願いいたします。

※目標額は、自治会町内会加入世帯数の7.5%の方のご協力を目標数とし、目安とさせていただきます。

※賛助会費の1/2は当該の地区社会福祉協議会の活動資金となります。

(3) 納入期限 令和6年10月31日(木)

2 事務経費の振込について

(1) 振込額 10,000 円×12 地区連合

(2) 振込先 各地区連合自治会町内会指定口座
(地域振興課に登録済の口座とさせていただきます。)

(3) 振込日 令和7年1月下旬(予定)

事務担当：丸山 永夏
電話：802-2150
FAX：804-6042

令和6年度 賛助会費の目標額

【連合名】

和 泉 中 央 連 合

	自治会町内会名	世帯数 (令和6年1月25日現在)	目標額 (円)	5年度 実績額 (円)
1	和泉栄町内会	517	38,000	50,000
2	和泉台谷戸町内会	1,300	97,000	124,500
3	和泉町さつき会	270	20,000	95,500
4	和泉中央南ハイツ自治会	148	11,000	33,350
5	和泉町わかば会	720	54,000	142,000
6	和泉中村町内会	943	70,000	122,000
7	和泉東町内会	701	52,000	154,800
8	金子山自治会	53	3,000	8,000
9	金子山みなみ町内会	45	3,000	5,000
10	上和泉西部自治会	233	17,000	68,500
11	神田町内会	30	2,000	10,000
12	中和泉町内会	142	10,000	15,000
13	並木谷戸町内会	600	45,000	102,500
14	A.G.I自治会	132	9,000	9,000
15	グレースシアいずみ中央 自治会	278	20,000	16,000
16	パークスクエア横濱 いずみ中央自治会	188	14,000	14,000
	合 計	6,300	465,000	970,150

※ 目標額は、令和6年2月の区連会でお示した通り、令和6年1月25日現在の世帯数で積算しています。

※ 目標額は、加入世帯数の7.5%×1,000円（1,000円未満は切り捨て）で算出しています。

泉 区 連 長 会 資 料
令和 6 年 7 月 19 日
泉 区 社 会 福 祉 協 議 会

地区連合自治会町内会長 様

泉 区 更 生 保 護 協 会
会 長 山 口 賢 (区 長)
泉 保 護 司 会
会 長 神 田 文 雄
泉 区 更 生 保 護 女 性 会
会 長 市 川 千 栄 子

第 74 回「社会を明るくする運動」泉区集会の
開催について（ご案内）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より「社会を明るくする運動」につきまして、ご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、青少年の健全育成にかかわる事業として、PTA連絡協議会ははじめ関係機関に広く参加を呼びかけ、第 74 回「社会を明るくする運動」泉区集会を開催いたします。

お忙しい折恐縮ですが、各地区連合自治会町内会から 1～2 名程度ご参加いただきたく、ご依頼申し上げます。

なお、出席いただけます場合は、令和 6 年 8 月 14 日（水）までに出席票（裏面参照）を F A X 等でご返信くださいますようお願い申し上げます。

1 日 時 令和 6 年 8 月 21 日（水）14 時 00 分～16 時 00 分

2 場 所 泉区役所 4 階 A B C 会議室

3 内 容

（1）第 73 回“社会を明るくする運動”作文コンテスト作文発表

（2）講演「生きづらさを感じている“こども”や“若者”との寄り添い」

講師：一般社団法人かけはし 廣瀬 貴樹 氏

（3）講話「少年非行の情勢について」

講師：泉警察署 生活安全課 湯口 一平 氏

4 参加対象 保護司、更生保護女性会、民生委員児童委員、PTA、
連合自治会町内会 等 約 100 名

担当：泉区更生保護協会事務局 坂巻
（泉区社会福祉協議会内）

TEL：8 0 2－2 1 5 0

FAX：8 0 4－6 0 4 2

E-mail：sakamaki00@yokohamashakyo.jp

第74回「社会を明るくする運動」 泉区集会

主催：泉区更生保護協会

【日時】 令和6年8月21日（水）
14時00分～16時00分

【会場】 泉区役所4階ABC会議室

住所：泉区和泉中央北五丁目1番1号

※公共交通機関をご利用のうえお越しください。

【定員】 100名（申込不要・参加費無料）

【内容】

○ 第73回「社会を明るくする運動」作文コンテスト受賞
作文発表

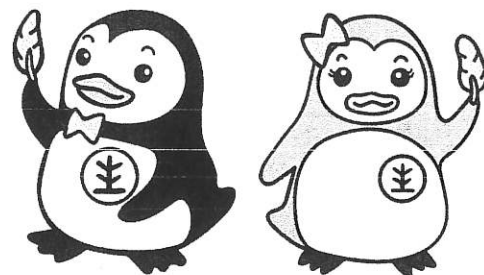
○ 講演会「生きづらさを感じている“こども”や“若者”との寄り添い」
講師：一般社団法人かけはし 廣瀬 貴樹 氏

《講師プロフィール》

令和3年5月“一般社団法人かけはし”を設立。泉区内を中心に不登校児らの居場所づくりに取り組む。また、横浜市教育委員会より、不登校児童生徒支援事業「ハートフル西部」を受託し、その拠点運営を行っている。

○ 講話「少年非行の情勢について」

講師：泉警察署 生活安全課 湯口 一平 氏



更生ペンギンのホゴちゃん（左）
サラちゃん（右）

「社会を明るくする運動」とは

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動です。

7月を「社会を明るくする運動」強調月間としています。



問合せ先：泉区更生保護協会（事務局 横浜市泉区社会福祉協議会）
TEL 045 (802) 2150 FAX 045 (804) 6042

区連会用

FAX : 8 0 4 - 6 0 4 2

E-mail : sakamaki00@yokohamashakyo.jp

泉区更生保護協会事務局 坂巻宛

出席票

「社会を明るくする運動 泉区集会」について

令和6年8月21日（水）14：00～16：00 開催

地区名 _____

出席人数 () 名

※お手数ですが8月14日（水）までにご返信ください

横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」WEB版のリリースについて（ご案内）

1 趣旨

横浜市では「子育てしたいまち、次世代を共に育むまちヨコハマ」の実現に向け、子育て中の皆さまが、スマートフォン一つで子育てに関する様々な手続きや情報収集が可能になる、子育て応援アプリ「パマトコ」（WEB版）を7月1日にリリースしました。

現在申請できる手続きは妊娠～出産前後の申請が多いため、区役所での母子健康手帳交付時や出生届提出時等に利用促進を行っています。

取組内容についてご承知おきください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

3 「パマトコ」の概要について

(1) 公開日

令和6年7月1日

(2) 利用対象者

横浜市で子育て中の方、子育て予定の方

(3) 機能概要

ア オンライン申請

現時点では、児童手当など妊娠から出産前後の9手続きのオンライン申請が可能です。オンライン申請可能な申請は今後順次拡充し、将来的には子育て関連のほぼ全ての手続きをオンライン化する予定です。

イ イベント・お役立ち情報の発信

お住いのエリアやお子さまの年齢等に応じた、おすすめ情報を表示します。区役所が持つイベント情報のほか、横浜観光情報サイトなどに掲載されている、市全体を対象としたイベント情報も発信しています。

ウ 子育てに役立つ施設情報の検索

授乳室やトイレ、おむつ交換台、お得な割引など、子育てを応援するさまざまなサービスを受けられる施設や公園、医療機関など約14,000施設を掲載しています。自宅や現在地周辺の施設をさまざまな条件から検索できます。

エ 電子母子健康手帳

おなかの赤ちゃんやお子さまの情報を記録し、パートナーと共有することもできます。また、複雑な予防接種のスケジュール管理も行えます。

(4) 意見募集について

より使いやすく、市民の皆さまにご満足いただけるサイト・アプリとするため、市民の皆さまのご意見・ご要望を「パマトコ」内で募集しています。

(第1次意見募集期間：7月1日(月)～9月30日(月)まで)

(5) 今後の展開について

皆さまからいただいたご意見を反映したアプリ版を今秋リリース予定です。

アプリ版リリース後も、オンライン申請可能な手続きや機能を随時拡充するとともに、次年度以降、対象となるお子さまの年齢を学齢期(小～中学校)まで拡大していきます。

【参考】画面イメージ



担当 こども青少年局企画調整課

永松、三橋、佐々木

電話：671-4281

e-mail: kd-kikaku@city.yokohama.jp

お試し用トイレパックの自治会・町内会等への配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では災害時にご家庭のトイレが使えない場合に備え、トイレパック(凝固剤と処理袋のセット)の備蓄を市民の皆様をお願いしています。

この度、地域の皆様にトイレパックをお試しいただき、備蓄を進めるきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、令和5年度・6年度に品質保証期間を迎えたトイレパックとなります。

多くの自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

配布を希望される場合は、横浜市電子申請届出システムあるいは申請書の提出によりお申し込みください。

3 トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパックについて

品質保証期間が経過しても直ちに使用できなくなるものでないため、トイレパックとはどういうものか体験するお試し用として活用します。

(2) 配布個数

凝固剤1個と処理袋1枚で1セットです。

自治会・町内会会員世帯数人数×5セットを目安として、

1団体あたり 600 セットもしくは 1,200 セットをお渡しします。

※希望数が在庫数を超える場合には抽選とさせていただきます。

(3) 申込み期間

令和6年8月1日(木)～8月23日(金)

(4) 申込み方法

ア 横浜市電子申請・届出システムによる申込み

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/ef3a5a0d-e636-4830-a87f-da31de2be107/start>

※ 上記申込みページは、令和6年8月1日以降に閲覧いただけるようになります。



イ 資源循環局街の美化推進課あてに添付の申込書の提出(FAX・郵送)

(5) 配布期間

第1回配布 令和6年9月9日(月)～9月28日(土)

第2回配布 令和6年11月18日(月)～12月7日(土)

※ 受取期間については、こちらから指定させていただきます。

(6) 配布場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申し込み後に決定通知書によりお知らせします。

※ 配送等はいりません。引き取りにきていただきますようよろしくお願いいたします。

4 留意事項

- 品質保証期間が経過したトイレパックですので備蓄用にはお控えください。
- 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。

5 添付資料

お試し用トイレパック体験しませんか(チラシ)

資源循環局街の美化推進課

担当 折本、森

電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199

メール sj-toilet@city.yokohama.jp

お申込み
8/1~8/23

受取期間
第1回
9/9~9/28
第2回
11/18~12/7

お試し用

トイレパック 体験しませんか！

横浜市備蓄品トイレパック
(品質保証期間が経過しているもの)
をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。
備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品の
トイレパック(品質保証期間が経過したもの)を、皆様のお試し用として配布させていただくこととしました。
ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

● 配布対象

横浜市内の法人・団体(自治会・町内会、NPO法人、社会福祉法人、一般企業 等)
※ 団体の会員や社員の皆様に配布していただける方々にお譲りします。

● 配布物

品質保証期間の経過したトイレパック

※品質保証期間が経過したものでも直ちに使用できなくなるもの
ではありませんが、速やかに使用してください。

※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできません。

※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けになっているものではありません。

備蓄用としてではなく、
あくまでお試し用として
配布させていただくもの
であることをご理解の上
お申し込みください。

お渡しイメージ➡

凝固剤	箱	汚物処理袋
600個		600枚

● 申込可能数(600セットもしくは1,200セット)

団体の構成員及びご家族の人数 × 5セット を目安にお申し込みください。
※ 600セットか1,200セットのどちらかを選択してお申し込みください。

● 受取場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申込みいただいた後、受け取っていただく場所をご連絡します。

※ 配送等は行っておりません。

★ 1セット

・凝固剤 1個 ・汚物処理袋 1枚

※ 備蓄用にはしないでください。 ※ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。

収集事務所の
場所はこちら➡



お申込み方法は、裏面をご覧ください。 お問合せ先 資源循環局街の美化推進課 Tel 045-671-2555

トイレパックとは？

Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるものが多いです。

Q. どこで買えるの？

ホームセンターなどで購入できます。

Q. いくつ用意しておけばいいの？

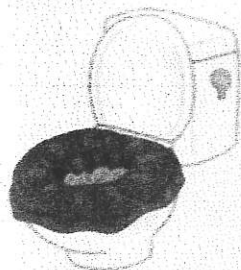
最低でも「ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分」の備蓄をしましょう。

Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に排出してください。(今回配布するお試用は、黒い袋ごとの燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて排出してください。)

トイレパックの使い方

ステップ1



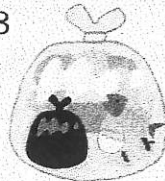
洋式便器に黒い袋をかぶせます

ステップ2



用を足したら凝固剤を振りかけます

ステップ3



黒い袋は縛って燃やすごみに出します
※ 今回配布するお試用は、黒い袋ごとの燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて排出してください
※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

ワンポイントアドバイス

1. 「ステップ1」の便器に黒い袋をかぶせる前に、もう1枚袋をかぶせると、使用済みトイレパックの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。
2. 「ステップ2」の凝固剤を振りかけた後は、しっかりと混ざるようにしてください。

お申し込み方法

- 横浜市電子申請・届出システムからお申し込みください → 下記のフォームにご記入のうえ、FAX、郵送によるお申し込みも受け付けています。※右記ページは令和6年8月1日以降に閲覧いただけるようになります。

【お申し込み先】

FAX 045-663-8199

郵送先 〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 23階 トイレパック受付担当 宛



- お申込み期間 令和6年8月1日(木)～8月23日(金) ※ 必着
- 受取決定 ご指定いただいた連絡先に、9月4日(水)頃までに受取決定のご連絡をさせていただきます。
- 受取期間 第1回 令和6年9月9日(月)～9月28日(土)
第2回 令和6年11月18日(月)～12月7日(土)
(日曜日を除く、各日午前9時から午後4時 ※ 午前11時30分から午後1時30分を除く)
※ 全体の希望数が在庫数を超える場合は、抽選とさせていただきます。
※ 受取期間・受取場所については、こちらから指定させていただきます。

(FAX・郵送用記入欄)

団体名				代表者氏名	
団体住所				連絡先 電話番号	
決定通知 連絡先	(メールアドレス、FAX番号、郵送先 のいずれかをご記入ください)				
配布希望数 ※ どちらかに○を してください。	600・1,200 (単位:セット)	用途 ※ ☒ がない場合は お譲りできません	☐ 団体の構成員・家族に配布します ☐ 備蓄用としてではなく、お試用として取り扱います		

泉区連長会資料
令和6年7月19日
泉警察署交通課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉警察署長

電動車椅子に係る交通事故防止に向けた啓発チラシの掲出について（依頼）

日頃から泉区内の警察行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。
この度、電動車椅子が関連する交通事故の防止を目的として、電動車椅子利用者と
ドライバーの双方に対する交通安全啓発チラシを作成いたしました。
つきましては同封のチラシを8月末頃まで貴自治会町内会掲示板に掲出いただきたく、御依頼申し上げます。
御多用中のところ誠に恐縮ですが、御対応のほどよろしくお願いいたします。

（担当）

泉警察署交通課長 鈴木
電話 045-805-0110（代表）

電動車椅子

特性を理解して 交通事故防止！



ポイント1 視線が低く、視界が狭くなる

車椅子に座ったときの高さは、小学校低学年児童の身長と同じくらいのため、視線が低くなり視界も狭くなります。

また障害物や駐車車両等があると、死角を生みやすく、車や自転車等の運転手さんからも、お互いが見えにくくなります。



ポイント2 段差や溝、傾斜地の通行が難しい

電動車椅子は、機種により、段差や溝を乗り越える走行性能や傾斜地走行に違いがあります。機種によっては無理に通行しようとすると転倒したりするおそれもあります。※説明書をよく読んでから乗りましょう。

ポイント3 重い & 内輪差に気づきにくい

100kgほどの機種もあり、バランスを崩すと立て直しが難しく、一人で持ち上げるのも難しいです。

また、内輪差を見誤ると、後輪が段差に引っかかることや、歩行者の足をひいてしまう可能性もあります。

ドライバーの
みなさんへ

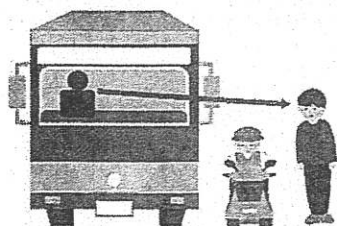
電動車椅子 = 「歩行者」です！

優しい気持ち ゆとりある心 思いやりと譲り合い

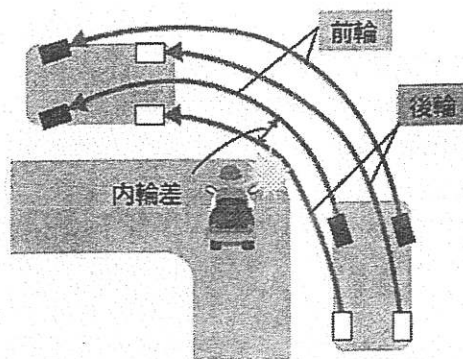
1 巻き込み注意！内輪差に気を付けて

・速度は落として、歩行者は見落とさないように注意！

2 死角があることを常に意識して！



・電動車椅子は、座ると小学生低学年児童と同じくらいの高さですので、運転手さんから見えない位置が必ずあります！



3 お互い共に、見えていないかも？！

・車の運転手さんからは、電動車椅子利用者さんが駐車車両に隠れてしまって見えない！
電動車椅子利用者さんは視線が低くなるため、車が障害物となりその先が全く見えない！

死角

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区総務課長

令和6年度泉区地域防災アドバイザー派遣事業の実施について

日頃から、泉区の防災・減災に向けた取組に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
町の防災組織の活性化及び体制整備の支援を図ることを目的に、防災の専門家を派遣する「泉区地域防災アドバイザー派遣事業」を今年度も実施しますので、是非、御活用くださいますよう、お願いいたします。

1 概要

泉区が防災の専門家を有する業者との委託契約に基づき、講座にお申込みいただいた町の防災組織（自治会町内会等）に、防災の専門家（地域防災アドバイザー）を複数回派遣し、防災に関する講義やワークショップ等を行います。

講座内容、実施回数・時間、実施日時、実施場所等の詳細については、派遣決定後、委託業者との打合せにより決定します。

2 講座

次の3講座から、1講座を選択し、お申込みください。

- ① 町の防災組織防災マニュアル作成の支援 （2団体程度）
- ② 地域防災訓練の支援 （1団体程度）
- ③ 災害時要援護者支援体制づくりの支援 （1団体程度）

※1講座における実施回数は3～5回を想定しています。

※申込多数の場合は、抽選で派遣先を決定します。

※詳細については、「募集要項」を御参照ください。

3 令和5年度からの変更点

令和5年度は、1団体あたり1講座・1回のみの派遣とさせていただいておりましたが、支援を充実させるため、講座内容及び派遣回数を見直しました。

4 対象団体

町の防災組織（連合自治会・町内会、単位自治会・町内会、マンション管理組合）

5 募集期間

令和6年8月1日（木）～令和6年8月30日（金）

6 申込方法

「募集要項」の巻末にある「申込書」を御記入のうえ、総務課防災担当まで御提出ください。
（Eメール、FAX、窓口への持込み。）

担 当：泉区総務課防災担当
竹田・豊田・阿部・靱山
電 話：800-2309
F A X：800-2505
Eメール：iz-bousai@city.yokohama.jp

GREEN×EXPO 2027 広報チラシの継続掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

4月の市連会において御依頼しました、GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会) A4 広報チラシの掲示につきましては、御協力いただき、誠にありがとうございました。
掲示期間を6月末までとじていましたが、継続して掲示をお願いしたく、改めて同チラシを送付させていただきます。引き続き、可能な範囲で掲示の御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示について、可能な範囲で御協力をお願いします。

※4月に依頼しましたチラシが掲示板に残っており、劣化がある場合には、新しいチラシに貼り替えていただきますようお願いします。



掲示用 広報チラシ

3 広報チラシの掲示期間等

- ・ 広報チラシの到着後、2か月程度(9月末まで)を目安に掲示をお願いします。
- ・ 掲示期間後も継続して掲示していただける場合は、御協力をお願いいたします。
- ・ チラシが劣化した場合等には、新しいチラシをお渡しすることも可能ですので、その際は、各区区政推進課あて御相談ください。
- ・ 掲示板の空き状況等により、御無理のない範囲で御協力をお願いします。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 長谷部、西野、山崎
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo-pr@city.yokohama.jp

市連会 7 月 定例会 説明資料
令和 6 年 7 月 12 日
(公社)2027 年国際園芸博覧会協会

「GREEN×EXPO 2027」公式マスコットキャラクター名前決定及び
応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について【情報提供】

6 月 22 日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催 1000 日前 記者発表会」において、公式アンバサダーの芦田愛菜さんから、公式マスコットキャラクターの名前が発表されました。

また、GREEN×EXPO 2027 の更なる機運醸成のため、市民（個人、団体、教育機関等）の皆様様の活動においてご使用いただける「応援メッセージ付き公式ロゴマーク」を作成しました。

1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 公式マスコットキャラクターの名前決定について

名前 「トゥンクトゥンク」

<名前について>

人といろんな命が共鳴して、つながっている状態を表しています。

このマスコットを通して、人間が万物への想像力や調和の心を取りもどすことの大切さが広がってほしい、という想いを込めて名付けました。

<プロフィール>

はるか宇宙の彼方から、地球に憧れてやってきた 好奇心いっぱいの精霊、それがトゥンクトゥンクです。植物をはじめとした、この宇宙に生まれた 万物の気持ちに共鳴しているので、その想いを人間に伝えてくれます。地球がきれいだとうれしくなって花を咲かせて踊ったり、地球が汚れると悲しくなって元気がなくなったりします。自然破壊・環境汚染などさまざまな課題を抱えているこの星で、人間と自然をつなぐ決意をしたキャラクターです。

<参考>

公募期間 令和 6 年 3 月 19 日～4 月 8 日

応募数 6,076 件

<公式マスコットキャラクターに関する問合せ先>

(公社) 2027 年国際園芸博覧会協会

広報課 TEL 045-307-2031



3 「GREEN×EXPO 2027」応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について

(1) 対象となる活動

- ア GREEN×EXPO 2027 に繋がる花緑や環境に関する活動。
- イ GREEN×EXPO 2027 の機運醸成に資するPRや応援の活動。

(2) 対象者

市民（個人、団体、教育機関など）

ただし、次の場合はご使用いただけません。

- ・特定の個人又は企業・団体の営利もしくは宣伝を目的とする場合
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団の構成員と認められる者が関係している場合
- ・特定の政治活動、宗教活動を目的とする場合
- ・法令又は公序良俗に反する場合 など

(3) 応援メッセージ付き公式ロゴマークデザイン

下記一覧参照

(4) 使用範囲

承認された活動において

- ・申請者・団体が自己で使用するもの（名刺、封筒、会員証、活動ユニフォームなど）
- ・広報印刷物（活動を紹介するポスター・チラシ・ウェブサイトなど、会報誌、掲示板など）

※不特定多数に配布する頒布品や販売する商品にはご使用いただけません。

(5) お申込み等

ロゴマークの使用にあたっては、博覧会協会への申請が必要となります。

申請方法や使用ルール等の詳細につきましては、博覧会協会ホームページをご確認ください。



<応援メッセージ付き公式ロゴマークに関する問合せ先>

(公社) 2027年国際園芸博覧会協会 会場運営課 市民参加担当

TEL 045-307-2070 E-mail mlogo-shinsei@expo2027yokohama.or.jp

応援メッセージ付き公式ロゴマーク一覧



GREEN×EXPO 2027を
応援しています

④



GREEN×EXPO 2027を
応援しています

⑤



GREEN×EXPO 2027を
応援しています



EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
GREEN×EXPO 2027を
応援しています



EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
GREEN×EXPO 2027を応援しています

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区区政推進課
地域力推進担当課長 朝倉 恭史

令和6年度いっずんサポート補助金申請団体の二次募集について【情報提供】

1 事業の趣旨

この度、泉区内の様々な主体が行う、身近な地域の課題解決や魅力向上等につながる、主体的・継続的な事業を支援する「いっずんサポート補助金」の申請団体の二次募集を行います。

つきましては、別添のとおり令和6年度いっずんサポート補助金二次募集チラシを配付いたしますので、地域活動を進めるうえでご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等で周知をお願いします。

3 補助概要

(1) 名称

いっずんサポート補助金（泉区地域課題解決支援事業補助金）

(2) 補助事業者等の範囲

次のア～エのすべての要件を満たすものとします。

ア 泉区内で活動している団体で5名以上の構成員で組織しており、組織の運営に関する規則、規約、会則等があること。

イ 自らが主体となって課題解決や地域の魅力づくり等を行う意欲があること

ウ 法人にあっては特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に限り、かつ市町村民税（特別徴収分・普通徴収分）を滞納していないこと

エ 政治活動及び宗教活動を行っていないこと

(3) 補助対象期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

(4) 補助対象経費

報償費、使用料、印刷費、保険料、消耗品費、通信費、交通費、手数料、委託費、原材料費

(5) 補助金の種類及び補助金額

ア スタートアップコース：最大25万円

イ ステップアップコース：最大20万円

ウ 子どもの居場所コース：最大10万円

(6) 事前相談期間

令和6年8月1日（木）から8月30日（金）まで

(7) 申請期間

令和6年8月20日（火）から9月6日（金）まで

※申請する場合は地域力推進担当に事前相談を行ってください。

4 添付資料

令和6年度いっずんサポート補助金【いずサポ】二次募集チラシ

担当：泉区区政推進課地域力推進担当
井戸、齋藤

TEL：800-2333 FAX：800-2505

mail:iz-chiikiryouku@city.yokohama.jp

令和6年度 いっずんサポート補助金二次募集

【いずサポ】(泉区地域課題解決支援事業補助金)

泉区がより“暮らしやすく魅力あるまち”となるよう、身近な地域課題の解決や地域の魅力向上等のために行う事業に対して「いっずんサポート補助金(地域課題解決支援事業補助金)」の二次募集を行います。地域の皆さんが“自らの力で解決していこうとする活動”を応援します！



《事前相談》

令和6年 8 月 1 日(木) ~ 30 日(金)

《申請受付期間》

令和6年 8 月 20 日(火) ~ 9 月 6 日(金)

✿ 選考結果通知: 令和6年11月上旬を予定 ✿



【コース別補助金概要】

申請回数	スタートアップコース		ステップアップコース		子どもの居場所コース	
	補助率	補助限度額	補助率	補助限度額	補助率	補助限度額
1 回(年)目	10 分の 8	25 万円	10 分の 5	20 万円	10 分の 9	10 万円
2 回(年)目	10 分の 6			15 万円		
3 回(年)目	10 分の 5			10 万円		
備考	対象事業の開始が 令和 4 年 4 月 1 日以降のもの		対象事業の開始が 令和 4 年 3 月 31 日以前のもの		子どもの自主性や社会性を育 おことを目的とするもので、 年 6 回以上継続的に行うもの	
活用事例	・ 地域で新たに活動を始めた い！ ・ 始めたばかりの活動を軌道 に乗せたい！		・ 現在の活動をさらに盛り上 げたい！		・ 遊びや体験などを通して子 どもたちの交流を図り、地 域全体で子どもたちの健全 育成を育みたい！	
注意事項	1 事業につき、スタートアップコース、ステップアップコース、子どもの居場所コースを通算 して 3 回までの補助金交付が受けられます。ただし、毎回申請が必要であり、申請の都度審査 がありますので、1 度交付を受けても、次回からの補助金交付を約束するものではありません。					

※各コースは条件が異なります。詳細は「泉区地域課題解決支援事業補助金交付要綱」を御確認ください。

申請にあたっては、必ず事前に御相談 ください。

対象期間は令和6年10月1日から令和7年3月31日までの事業とします

提出・
問い合わせ先

泉区区政推進課 地域力推進担当(区役所3階 307 番窓口)
電話:045-800-2333 FAX:045-800-2505
メール:iz-chiikiryouku@city.yokohama.jp



いっずんサポート補助金 🔍 検索

いっずんサポート補助金概要



コース	スタートアップコース	ステップアップコース	子どもの居場所コース
対象団体	次に掲げる全ての要件を満たすもの (1) 泉区内で活動している団体で5名以上の構成員で組織しており、組織の運営に関する規則、規約、会則等があること。 (2) 自らが主体となって課題解決や地域の魅力づくり等を行う意欲があること。 (3) 法人にあつては特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に限り、かつ市町村民税（特別徴収分・普通徴収分）を滞納していないこと。 (4) 政治活動及び宗教活動を行っていないこと。		
追加条件	次に掲げるいずれかの要件を満たすもの (1) 市から委嘱されたものが構成員に含まれる団体 (2) 泉区内の自治会町内会役員が構成員に含まれる団体		
対象事業	次に掲げる全ての要件を満たすもの (1) 公共的・公益的な事業であること。 (2) 地域の課題解決や魅力向上につながる事業又は子どもの健全育成に資する事業であること。 (3) 補助事業者等が自主的・主体的に企画及び実施する事業であること。 (4) 補助金の交付決定があつた年度中に実施する事業であること。 (5) 参加費を徴収する場合にあつては、積算根拠が明確であり、適正な実費相当額であること。 【次に該当する事業は対象外】 ・ 営利目的又は特定の団体や個人のみが利益を受けるもの。 ・ 政治活動又は宗教活動を目的とするもの。 ・ 地域住民・団体構成員の交流や親睦を主な目的とするもの。 ・ 事業実施を伴わない調査・研究のみを目的とするもの。 ・ 個人の技術向上を目的とするクラブ活動及びこれに類する活動。 ・ 施設・備品等の整備、購入のみを目的とするもの。 ・ 公序良俗に反する等、支援の対象として適当でないと認められるもの。 ・ 補助金を受けようとする事業について、本市から委託を受けているもの又は受ける見込みがあるもの。		
追加条件	・ 年6回以上継続的に行うもの。 ・ 未就学の子と親が主な対象で、仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的としないもの。		
対象経費	報償費、使用料、印刷費、保険料、消耗品費、通信費、交通費、手数料、委託費、原材料費 【対象外となる経費の例】 団体構成員への謝金、団体運営のための会議等で使用する会場・機材等の使用料、私用携帯の通話料・パケット通信料、弁当・菓子等の食糧費等 ※詳細は「いっずんサポート補助金二次募集要項」等をご確認ください。		
交付決定方法	審査委員会にて申請内容を審査したうえで、補助金交付の可否を決定します。 ※審査項目等については、「いっずんサポート補助金二次募集要項」をご確認ください。		
その他	・ 申請前に、「いっずんサポート補助金二次募集要項」及び「泉区課題解決支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。 ・ 申請にあたっては、必ず事前に御相談ください。		

泉	区	連	長	会	資	料	
令	和	6	年	7	月	19	日
泉	区	区	政	推	進	課	
泉	区	地	域	振	興	課	

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区区政推進課
地域力推進担当課長 朝倉 恭史

「伝える！伝わる！広報講座」の開催について【周知依頼】

1 事業の趣旨

いずみ区民活動支援センターでは、自治会町内会の実務者向けに、広報についての理解を深める「伝える！伝わる！広報講座」を開催いたします。

つきましては、各自治会町内会の広報担当の方、その他役員の方及び今後活動される方に周知をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

3 講座概要

全3回の講座で、今回は第1回のご案内です。(各回ごとに申込いただきます。)

講演：第1回 基礎編

講師：北原まどか氏（認定NPO法人森ノオト 理事長）

参加費：無料

※詳細については、チラシ又は二次元コードを参照してください。

※第2回・3回講座の詳細については、9月上旬頃に
ホームページで公開予定です。



講座のホームページはこちら

4 送付物

「伝える！伝わる！広報講座」チラシ・・・1部

【ウェブページ】

https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/kuminkatsudo/kouza/2024chiiki1.html

（担 当） 泉区役所区政推進課 井戸・高草木

泉区役所地域振興課 澤村・江原

（問合せ先） いずみ区民活動支援センター 島本・青木

電 話：045-800-2393 FAX：045-800-2518

E-mail: iz-kuminkatsudou@city.yokohama.jp

令和6年度 個別避難計画の取組について

(横浜市災害時要援護者支援事業)

1 個別避難計画とは

災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、避難を支援する人や避難先等の情報を記載した計画です。法改正により、計画の作成が市町村の努力義務となりました。

2 令和6年度の取組

次のとおり、個別避難計画の作成を進めます。

(1) 作成対象者

- ① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)または即時避難指示対象区域に居住する方
- ② 要介護3、4、5いずれかの認定を受けている方または身体障害者手帳が交付され、障害程度等級が1級である方

以上の条件をすべて満たし、個人情報の取扱い等の同意確認が取れた方のうち、

- ・ 独居等で支援者がいない方
 - ・ お一人で避難所等に移動することが困難な方
- 等の計画作成(早期着手)の優先度が高い方から計画作成に着手します。

(2) 作成方法

対象者を支援するケアマネジャー等(以下、福祉専門職という)の協力により、次頁の流れで作成を進めます。

個別避難計画は、災害時要援護者支援の取組を補完するものです。
各地域の皆様におかれましては、引き続き、日頃からの要援護者に対する「声かけ、見守り」などの、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」取組の推進にご協力をお願いいたします。

<個別避難計画作成の流れ>

横浜市＝

市

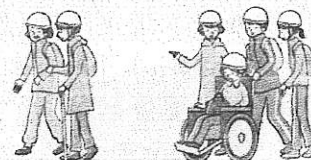
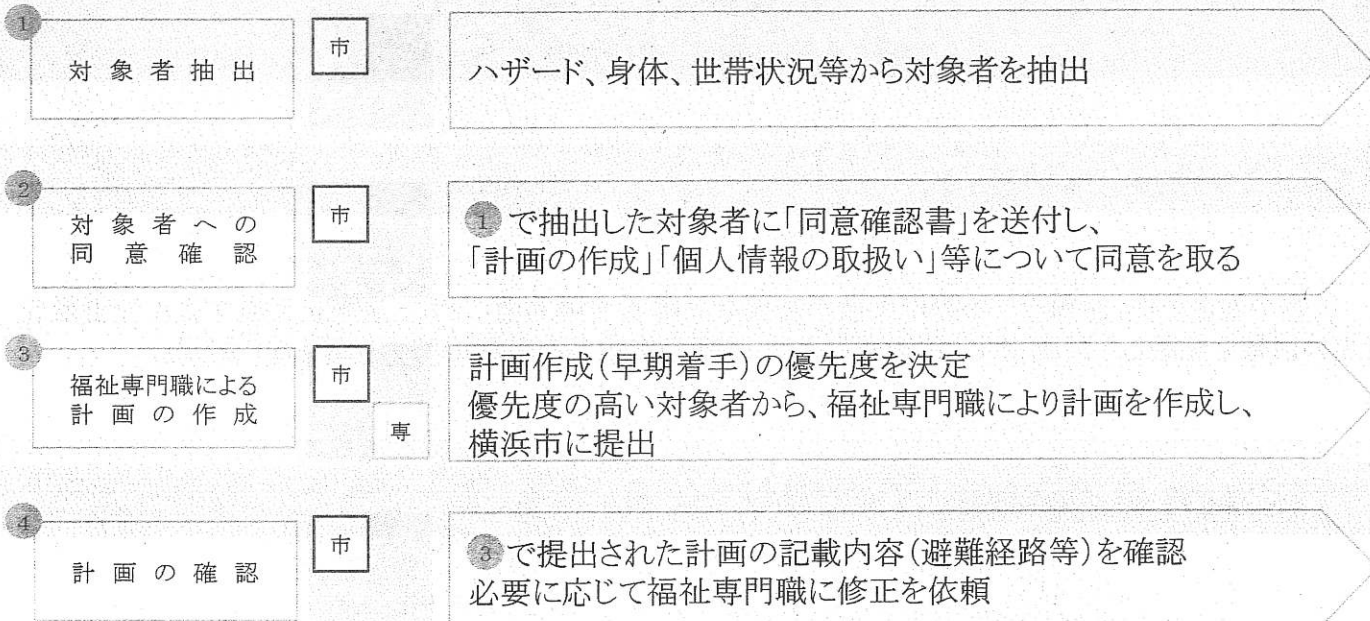
福祉専門職＝

専

事業フロー

役割分担

内容



【担当】

横浜市健康福祉局福祉保健課

電話：045-671-4056

Mail：kf-saigaiyoengo@city.yokohama.jp

自治会町内会長 各位

「こども・安全安心マップ」公開のお知らせ【情報提供】

1 事業の趣旨

子どもの安全・安心を守るため、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要をグーグルマップで確認できる「こども・交通事故データマップ」に、防犯情報を加えた「こども・安全安心マップ」を公開しますので、地域の交通安全活動や防犯活動にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 事業の概要

別紙参照（令和 6 年 7 月 10 日 記者発表資料）

▼二次元コードはこちら



横浜市 こども・安全安心マップ

検索

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

泉区連長会資料
令和6年7月19日
泉区福祉保健課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区福祉保健センター
福祉保健課長 岩井 裕子

令和6年度ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業実施に係る
民生委員訪問について（情報提供）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、区政及び地域福祉の推進に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、訪問通知を対象となる方にお送りしておりますが、今後
8月～10月にかけて民生委員による訪問が行われることを情報提供させていただきます。

添付資料
民生委員訪問通知

（問合せ先）
泉区福祉保健課運営企画係
梅田、岩崎
電話 800-2401



75 歳以上のひとり暮らし・75 歳以上の方だけでお住いの皆様を対象に
民生委員等が訪問します

横浜市の事業として、民生委員等が 75 歳以上のひとり暮らし及び 75 歳以上の方だけでお住まい（夫婦や兄弟姉妹等）の皆様のご家庭を訪問する取組を行っています。

今年度も、民生委員が日常生活上の心配ごとや緊急時のご連絡先等をおたずねいたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和 6 年 6 月

泉区民生委員児童委員協議会会長 石井 マサ子

泉区長 山口 賢

■ **実施時期**

令和 6 年 8 月から 10 月の間

■ **訪問者（お住まいの地区の民生委員）**

お住いの地区の民生委員

■ **お願いとお知らせ**

- ・このお手紙は、令和 6 年 5 月 9 日時点の住民基本台帳の情報に基づいてお送りしていますので、実際はひとり暮らしではない方や、ご転居や入所等でご住所に住んでいない方などにも届く場合があります。
- ・一部対象とならない方（以下に該当する方）がいらっしゃると思います。
民生委員とすでに顔見知りの方、包括サービスを受けている方、介護保険の認定を受けてケアマネジャーと契約している方。

・ **民生委員の訪問を希望しない場合は、お手数ですが、
7 月 4 日（木）までに区役所へご連絡ください。**

泉区役所 福祉保健課 運営企画係

電話 800-2401 FAX 800-2516

電話・FAX でのご連絡が難しい場合などは、
右記二次元コードからもご連絡が可能です。
ご活用ください。



訪問不要連絡用二次元コード



※ 民生委員以外にも、地域包括支援センター（地域ケアプラザ）や泉区福祉保健センターの職員が訪問する場合があります（いずれも身分証明書を携帯しております。）。

民生委員等が、訪問の際に物品を販売したり料金を請求したりすることは一切ありません。

裏面あり

■ 横浜市『ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業』について

横浜市の事業として、区役所、民生委員、地域包括支援センターが連携・協力し 75 歳以上のひとり暮らし高齢者等の皆様のお宅を訪問し、近況や日常生活上の困りごと、緊急連絡先などをお伺いする取組を実施しています。

民生委員や地域包括支援センターの職員には、法律で守秘義務が課せられておりますので、個人情報をお口外することはありません。介護保険サービスの利用方法など個人的なご相談がある場合は、適切に相談機関へつなぐお手伝いをさせていただきます。

■ 民生委員について

民生委員は法律に基づき、地域からの推薦により、厚生労働大臣から委嘱されています。高齢者、子ども、障害のある方など全ての方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、支援を必要とする方の相談に応じ、関係機関につなぐなど、問題解決の支援をしています。

■ 地域包括支援センター（地域ケアプラザ）について

高齢者が抱えるさまざまな相談を受け付け、介護保険をはじめとした医療や福祉等さまざまなサービスの情報提供を行っています。

保健師又は看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門のスタッフがご相談に応じます。

年末年始及び施設点検日（月 1 回）を除き、土曜・日曜・祝日も開館しています。

お住まいの地域	名称	電話番号
和泉町 2000～4999 番（2253 番、3151～3152 番を除く）、5000～5999 番（都市計画道路権太坂和泉線の南側）、和泉が丘 3 丁目 34～35 番、37～40 番、和泉中央南の 2 丁目 1 番～23 番、24 番（52～58 号）、25 番（21～34 号）、26 番（74～85 号）、29～33 番、3 丁目、4 丁目、5 丁目、和泉中央北	いずみ中央 地域ケアプラザ	805-1792
和泉町 5000～5999 番（都市計画道路権太坂和泉線の北側）、6000 番以降、弥生台（33-1 番を除く）	いずみ野 地域ケアプラザ	804-2732
岡津町（2067～2069 番、2777～2833 番、3013 番を除く）、西が岡、領家、桂坂	岡津 地域ケアプラザ	812-0801
白百合、中田町、中田北、中田東、中田西、中田南	踊場 地域ケアプラザ	801-2922
上飯田町	上飯田 地域ケアプラザ	802-8556
下飯田町、和泉町 1～1999 番、2253 番、3151～3152 番、和泉が丘 1 丁目、2 丁目、3 丁目 1～33 番、36 番、和泉中央南 1 丁目、2 丁目 24 番（1～48 号）、25 番（1～16 号、35 号、36 号）、26 番（1～72 号）、27～28 番、34～39 番、下和泉	下和泉 地域ケアプラザ	802-9926
緑園、池の谷、新橋町、岡津町 2067～2069 番、2777～2833 番、3013 番、弥生台 33-1 番	新橋 地域ケアプラザ	810-3261

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限延長について【情報提供】

1 趣旨

省エネエアコンやLED照明等の導入を支援する「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、さらに多くの団体にご活用いただくため、申請期限を延長します。また、断熱窓の導入効果等を記載したチラシを作成しました。補助金の活用についてご検討をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

3 申請期限の延長について

【変更前】9月30日（月）まで ➡ **【変更後】10月31日（木）まで**

※ 整備完了報告書の提出期限は、原則12月27日（金）までとなります。

遅れそうな場合は別途ご相談ください。

※ 契約・購入は、申請後に交付決定を受けてから行ってください。申請から交付決定までにお時間をいただいておりますので、整備スケジュールをご確認のうえ、ご申請ください。

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助します。

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円



←市 WEB
補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

よくあるご質問

Q 意思決定の方法は、総会でないといけないのか。

A 会としての意思決定が必要となります。導入する設備によっては、高額になることも想定されるため、総会に諮っていただいたり、会則等に基づく意思決定をしていただくなど、ご対応をお願いいたします。

【お問合せ・申請窓口】（事務委託先）

横浜市住宅供給公社街づくり事業課

電 話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734

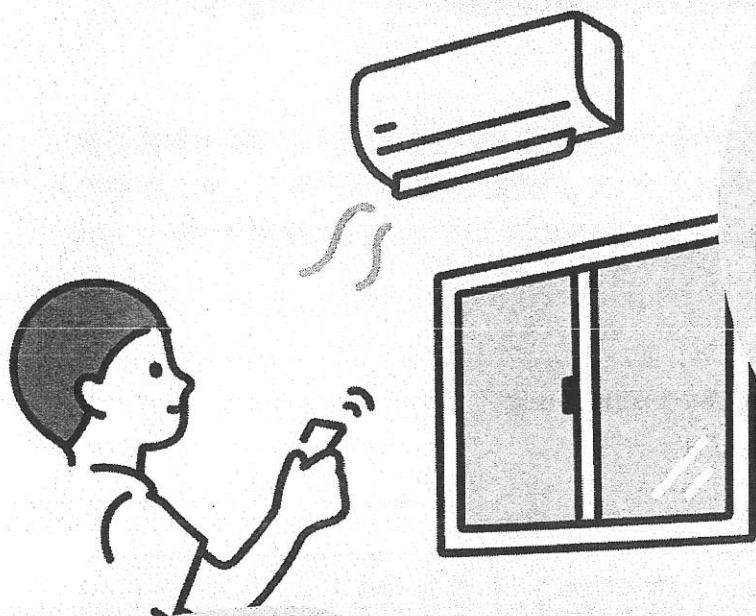
Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

申請期限延長します！

~~9/30~~



10/31(木)



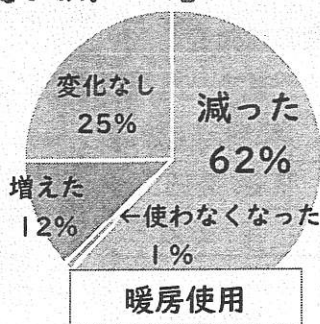
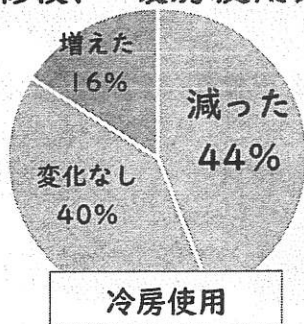
意外と知らない？

※整備完了報告期限は12月末まで
※2回目の申請も可能です！

断熱窓導入のメリット 断熱窓、設置しませんか？

その1～暑さ・寒さが和らぎ、電気代の節約に！～

改修後、「暖房使用頻度が減った」:62% ※



※令和2～3年度省エネ住宅補助制度利用者へのアンケート結果より

その2～様々な面で、会館利用がもっと快適に！～

遮音性能の
向上
防音

結露の
抑制
カビ対策

アレルギー
リスク低減
花粉症対策

遮光性能の
向上
眩しさ軽減

断熱窓の導入を決めた
自治会町内会の声

会館が大通りに面しているので、
遮音性や冷暖房の効率が
あがると思い、決めました。

窓サッシからのすき間風が
気になっていたんです。
空調の効きも悪くて…



古い会館なので、
窓の耐用年数も考慮して
改修を決めました。

～着工までに余裕を持ったスケジュールで申請しましょう～

問合せ・申請窓口（事務委託先）

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

045-451-7740

詳細は

「募集案内」を
ご覧ください→



事業実施主体：市民局地域活動推進課

令和6年 秋の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 9月21日（土）～9月30日（月）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（月）

スローガン

挙げる手を やさしく見守る 横断歩道

重 点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止



横浜市交通安全キャラクター
まもるくん

◇◇◇令和5年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	全事故件数		死者数		子供の事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故	
	前年比		前年比		件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴見区	626	-43	4	0	56	10	202	1	215	-8	185	-21
神奈川区	329	-34	2	-1	22	11	112	-18	73	-2	102	-12
西区	261	6	2	-1	8	0	101	23	43	-11	68	-5
中区	475	91	4	3	26	8	169	22	99	8	123	18
南区	391	63	1	-1	20	4	146	31	84	3	149	20
港南区	499	22	2	0	40	-7	178	10	105	3	144	-9
保土ケ谷区	345	-109	4	4	22	-3	118	-15	52	-25	141	-53
旭区	482	-46	1	-1	32	7	170	-15	85	-6	175	-18
磯子区	290	-21	6	5	24	-6	92	-9	57	-15	90	-17
金沢区	537	31	4	2	47	16	185	12	167	13	181	18
港北区	657	145	0	-2	50	25	188	47	174	37	199	47
緑区	446	75	2	-3	38	10	143	24	117	43	138	34
青葉区	600	57	0	-1	42	0	201	15	120	10	161	11
都筑区	421	-17	2	-2	36	-5	134	2	117	17	88	-30
戸塚区	540	26	2	-2	25	-9	172	27	70	-18	193	4
栄区	171	-22	0	0	11	1	61	-14	28	-7	55	-8
泉区	326	54	0	0	22	-1	110	4	68	3	110	23
瀬谷区	307	-67	4	2	20	-5	90	-46	86	-19	100	-17
横浜市内	7,703	211	40	2	541	56	2,572	101	1,760	26	2,402	-15

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図りこの運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発を図ります。

警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 子ども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者などへの交通安全教室を積極的に推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動を実施し、交通安全ひとこえ運動やハンドルキーパー運動を推進します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 二輪車・自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自動車を運転する際、横断歩道等では子どもや高齢者を始め歩行者等の優先を徹底しましょう。
- 2 夕暮れ時の交通事故防止のため、前照灯は早めに点灯しましょう。
- 3 酒類販売業者等と協力して、運転する人には酒類を絶対に提供しないよう、ハンドルキーパー運動の輪を広げるなど地域ぐるみの運動を行いましょう。
- 4 自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 5 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない気運を高めましょう。



横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話 045 (671) 2323